



発行 東京都

目次

76

規程（下水）

○東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程……………

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

東京都下水道局長 渡 辺 志津男

東京都下水道条例施行規程の一部を改正する規程

東京都下水道条例施行規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第五号中「量水器」の下に「（以下この項及び第二項において「私設置量水器」という。）」を加え、同項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 私設置量水器は、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十二条第二項に規定する特定計量器であつて、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。ただし、当該特定計量器の設置が困難な場合その他やむを得ない場合は、この限りでない。

ア 計量法第七十二条第一項の検定証印又は同法第九十六条第一項の表示（以下この号において「検定証印等」という。）が付されていること。

イ 検定証印等の有効期間内であること。

七 私設置量水器の指示値による使用水量の認定を受ける場合の当該私設置量水器の使用開始、変更及び廃止の届出は、別記第十二号様式によらなければならない。

第二十八条第二項中「前項第五号に規定する量水器」を「私設置量水器」に改め、「当該量水器」を「当該私設置量水器」に改める。

第二十九条の五を第二十九条の六とし、第二十九条の四第一項中「の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和三十九年東京都条例第八十四号）第二条に規定する」を「法（昭和二十三年法律第三百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、同法第二条第三項の規定に基づき定められた」に改め、同条を第二十九条の五とし、第二十九条の三を第二十九条の四とし、第二十九条の二中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十九条の三とし、第二十九条第一項中「条例第十七条に規定する」を「減水量の」に、「する。この場合において、二回目以降の申告は、」を「し、別記第七号様式の二により」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「減水量は、」の下に「前条の規定により認定を受けた」を加え、「明らかな」を「明らかにした」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の三項を加える。

3 前条第一項の申請内容に変更が生じたとき又は第一項の規定による申告を終了するときは、遅滞なく別記第七号様式の三によりその旨を届け出なければならない。

4 減水量の申告ができる期間は、前条第一項の認定を受けた日から起算して五年を経過する日までとする。

5 前項の期間の経過後も継続して減水量の申告を行おうとする者は、改めて前条第一項の申請をしなければならない。

第二十九条を第二十九条の二とし、第二十八条の次に次の一条を加える。
（減量認定の申請）

第二十九条 条例第十七条第一項に規定する営業に伴い使用する水の量のうち公共下水道に排除されない水量（以下「減水量」という。）の申告を行おうとする者は、あらかじめ、別記第七号様式に減水量を明らかにする書類を添付して申請し、認定を受けなければならない。

2 前項の申請を行う場合は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 一 減水量として申告する水の量が、製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量であること。
- 二 減水量が第二十九条の三に規定する基準を満たす見込みがあること。
- 三 減水量を、使用者が設置している量水器その他の管理者が適当と認める量水器による計算その他の方法により明らかにできること。
- 三 前項第三号の量水器については、前条第一項第六号の規定を準用する。この場合において、同号中「私設量水器」とあるのは、「第二十九条第二項第三号の量水器」と読み替えるものとする。
- 四 管理者は、第一項に規定する申請を受けたときは、申請内容を審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

別記
第1号様式(甲) (第6条関係)

新設 排水設備増設計画届出書 改築		課長	課長代理	審査	台帳	業務
東京都下水道局長 殿 東京都下水道条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。						
○ 届出番号	第 号	受付	年 月 日			
設置場所	区 丁目 番 号	着工予定	年 月 日			
フリガナ		完工予定	年 月 日			
使用者	電話 ()	設置場所案内図 (方位記入)				
住所	区 丁目 番 号	備 考				
フリガナ						
届出者 (設置者)	電話 () (印)					
施工者 (東京都指定排水 設備工事事業者)	区 丁目 番 号 電話 ()					
添付書類	設計図書					
○ 汚水種別	使 用 水					
一般 ()	水道水 簡易水道水 ゆう出水 雨水利用水					
浴 場	井戸水 (動力井・手動井) 工業用下水道 河川 (海) 水 その他 ()					

(注) 1 太線の中だけ記入してください。 2 この届出書は、必ず工事着工の7日前までに提出してください。
 3 排水設備の設置に際しては、設置する土地の所有者など利害関係者の承諾を得てから届け出てください。
 4 この届出書には、設計図書を添付してください。
 5 届出者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

別記第一号様式(甲)を次のように改める。

第1号様式(乙) (第6条関係)

排水設備計画変更届出書
中止

東京都下水道局長 殿

さきに届出をした排水設備の計画を変更するので届け出ます。
中止

届出番号	第 号	課長	課長代理	審査	台帳	業務
設置場所	区 丁目 番 号	受 付	年 月 日			
使用者	電話 ()	着工予定	年 月 日			
住所	区 丁目 番 号	完工予定	年 月 日			
届出者 (設置者)	電話 ()	変更内容及び理由				
施工者 (東京都指定排水 設備工事事業者)	区 丁目 番 号	備 考				
添付書類	設計図書					

(注) 1 太線の中だけ記入してください。
2 この届出書には、設計図書を添付してください。
3 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(日本工業規格A列4番)

別記第一号様式(乙)を次のように改める。

第7号様式(第29条関係)

別記第七号様式を次のように改める。

減量認定申請書

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例施行規程第29条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 (使用者) 氏名 (名称)	住所		電話番号 ()
使用場所 名称 (施設名)	住所	電話番号 ()	担当者名
使用水種	水道水・井戸水・工業用水道水・その他		
お客さま 番号	水道	井戸	
減量事由	製品含有・製造工程・冷却塔・ボイラー・散水・工事・その他		
添付資料	①年間使用水量(水種別・月別) ②減量予定水量(水種別・月別) ③私設水装置(使用・変更・廃止)届(減量用) ④平面図(給・排水経路含む) ⑤減量関係機器仕様 ⑥製品年間出荷高数(月別) ⑦原材料の年間納品数(月別) ⑧製造工程図 ⑨製品別単位当たり含有水量・蒸発水量 ⑩建設産業廃棄物処理委託契約書等写 ⑪工事工程表		

※1 申請者と使用場所の住所・名称等が異なる場合のみ記入してください。

※2 使用水種及び減量事由は、該当する項目を○で囲んでください。

※3 添付資料の詳細については、提出先にお問い合わせください。

<減量認定の条件>

・減水量として申告する水の量が、製水業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量であること。

・一月当たりの減水量が、一月当たりの総使用水量の10%以上を占める見込みがあること。ただし、一月当たりの総使用水量が1,000m³を超えるものにあつては、一月当たりの減水量が100m³以上となる見込みがあること。

・減水量を量水器による計算その他の方法により明らかにできること。

(日本工業規格A列4番)

別記第七号様式の次に次の二様式を加える。

第7号様式の2 (第29条の2関係)

減水量申告書

東京都水道局長・東京都下水道局長 殿
東京都下水道条例第17条の規定により、次のとおり申告します。

年 月 日

住所											
氏名 (名称)	(印)										
使用場所住所											
業種	担当者	電話番号									
お客さま番号											
申告期間	年	月	日	から	年	月	日まで				
減量種別	製品含有 No.	製造工程 メータ番号	冷却塔 有効期限	ボイラー 今回指針 (ア)	散水・工事 前回指針 (イ)	その他 (エ)	(フ)	(ク)	(ケ)	(コ)	(カ)
減水量	給水 メータ										
排水 メータ											
減水量計											
算内	① 小計 給水 - 排水										
ボイラー	ボイラー-給排水	ボイラー-排水	ボイラー-給排水×ボイラー-排水								
排水関係	製品含有	製品名	出荷箱・原料使用量	含有率・量	③ 含有水量						
製品含有等											
減水量計 (B) [① - ② + ③]											
使用水量 (A)	減量認定を受けたお客さま番号の検針簿の使用水量を記入してください。	減水量 (B)	減水量率 (C)	減水量率 (B) ÷ 使用水量 (A) × 100 %							
※申告減水量の記入方法 減水量計 (B) が1月あたり1000m ³ 以上の場合 → (B) の水量を記入 (C) が100m ³ 未満の場合 → 減水量率 (C) が10%以上ならば (B) の水量を、10%未満ならば0を記入											
申告減水量 m ³											
(当 局 記 入 欄)											
汚水排出量	使用水量 (A)	減水量 (B)	減水量率 (B ÷ A × 100)	減量の可否							
(收受番号)	m ³	m ³	%	可 / 否							
検針番号	検区	冊	定期日	号	(收受年月日)	年	月	日	照合		
					課・所長	課長代理	審査	照合			
(日本工業規格A列4番)											

第7号様式の3 (第29条の2関係)

減量認定 (変更・終了) 届

東京都下水道局長 殿
年 月 日

東京都下水道条例施行規程第29条の2第3項の規定により、減量認定の (変更・終了) について、次のとおり届け出ます。

申請者 (使用者)	住所										
氏名 (名称)	(印)										
担当者名	電話番号										
旧氏名 (名称)											
住所											
名称 (施設名)											
お客さま番号											
変更・終了年月日	年	月	日								
※ ³ 算出基礎内容変更											
① 私設量水器変更											
② 減量事由の消滅 【製品含有・冷却塔・ボイラー・工事・その他 ()】											
③ 減量終了											
※ ⁴											

- ※¹ 名称等を変更された場合に、記入してください。
- ※² 申請者と使用場所の住所・名称等が異なる場合のみ記入してください。
- ※³ 届出事項の該当する番号を○で囲んでください。
 - ①に該当する場合は、新たな算出基礎を確認できる資料を添付してください。
 - ②に該当する場合は、この届けの他に、「私設量水器 (使用・変更・廃止) 届 (減量用)」を提出してください。
 - ③は、複数の減量認定を受けている方で、いずれかを終了する場合に、該当する種別を○で囲んでください。
- ※⁴ 私設量水器を使用して減量認定を受けている方で、上記項目の②から④までに該当する場合は、当局職員が終了指針を確認するまで、旧量水器は手元で保管してください。

(日本工業規格A列4番)

第11号様式 (第29条の4関係)

下水道料金免除申請書

東京都下水道局長 殿
東京都下水道条例第20条第2項の規定により、次のとおり下水道料金の免除を申請します。

		課・所長		課長代理		担当者		
申請者	住所	区	丁目	番号	室	申請年月日		
	氏名	(フリガナ)					受けている扶助等の種類 (○印で開んでください。)	
	管理人の氏名	共同住宅に入居している方だけ記入してください。 電話番号 ()						
水道お客さま番号		(1) 生活扶助 (2) 児童扶養手当 (3) 特別児童扶養手当						
受給確認の方法	福祉事務所又は区役所で確認した場合			当局で確認した場合				
	上記の者は、右の扶助等の受給者であることを確認する。 年 月 日			1 受給証書記号番号 () 2 その他 () 確認者 ()				
<p>郵便又は借書便による送付により届ける方は、この欄に確認印を受けてください。</p> <p>※太線枠の中に記入してください。</p>								
				收受年月日		年 月 日		
				收受番号				

(日本工業規格A列4番)

別記第十一号様式を次のように改める。

私設量水器 (使用・変更・廃止) 届

東京都下水道局長 殿

お客さま番号

住所

氏名 (名称)

使用場所住所

使用場所名称

※申請者と使用場所の住所・名称等が異なる場合のみ記入してください。

東京都下水道条例施行規程第28条第1項第5号に規定する量水器として、下記量水器を (使用・変更・廃止) することを届け出ます。

記

1 量水器の仕様等			取付月日	取外月日	提出月日		
新/旧・廃	区分	製造番号	口径	有効期限	取付指針	取外指針	指針
新設					月 日	月 日	月 日
旧・廃止					月 日	月 日	月 日
新設					月 日	月 日	月 日
旧・廃止					月 日	月 日	月 日
新設					月 日	月 日	月 日
旧・廃止					月 日	月 日	月 日
新設					月 日	月 日	月 日
旧・廃止					月 日	月 日	月 日

(注) 使用水量を計測するために設置している量水器については、計量法 (平成4年法律第51号) 第72条第2項に規定する特定計量器であって、次に掲げる要件に該当するものでなければならず、計量法第72条第1項の検定証印又は同法第96条第1項の表示 (以下「検定証印等」という。) が付されていること。

イ 検定証印等の有効期限内であること。

(注) 使用水量を計測するために設置している特定計量器については、計量法施行令 (平成5年政令第329号) 第18条に規定された有効期間8年を遵守すること。

2 維持管理上の障害件

(1) 適正な計量が行えるよう維持管理すること。

(2) 量水器は有効期限内に交換すること。

(3) 不具合及び故障の際は直ちに修理又は交換すること。

(4) 異常が発生した場合及び量水器の変更、移設又は廃止をした場合は、速やかに下水道局へ連絡すること。

(5) 有効期限内に量水器を交換しない場合は、「下水道局が指示する汚水排水量の認定方法 (原則として、下水道局が設置するボンプの稼働時間を計測する装置 (計測計) による認定) に対応すること。

(日本工業規格A列4番)

別記第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式 (第28条関係)

附則

- 1 この規程は、平成二十九年十月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道条例施行規程（以下「旧規程」という。）第二十八条第一項第五号の規定により、使用者が設置している量水器の指示値によりその使用水量を認定している場合は、この規程による改正後の東京都下水道条例施行規程（以下「新規程」という。）第二十八条第一項第六号の規定にかかわらず、当該量水器の製造から八年間は、現に使用している当該量水器を使用水量の認定に使用することができる。
- 3 この規程の施行の際、旧規程第二十九条第三項の規定により、量水器により減水量を計算している場合は、新規程第二十九条の二第三項の規定にかかわらず、当該量水器の製造から八年間は、現に使用している当該量水器を減水量の計算に使用することができる。
- 4 この規程の施行の際、旧規程別記第一号様式（甲）、第一号様式（乙）、第七号様式及び第十一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用するすることができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

